

「滋賀県都市計画審議会条例の一部を改正する条例案」について

1 改正理由

滋賀県都市計画審議会の審議の充実を図るため、滋賀県都市計画審議会条例の一部を改正しようとするもの。

2 条例の改正概要

令和4年3月に策定した「滋賀県都市計画基本方針」において、多様な拠点間を公共交通ネットワークで結ぶ「拠点連携型都市構造」の実現が、新たに目指すべきまちづくりの方向性として示され、今後、より多様かつ広範な観点からの審議が必要となるため、審議会の委員の総数を「25人以内」から「30人以内」に、うち学識経験のある者から任命される委員の数を「8人以内」から「13人以内」に改める。

3 施行日

この条例は、公布の日から施行する。

4 参考（改正後の審議会委員内訳）

- ・学識経験のある者（8→13人以内）：
（現行の分野）都市計画、法律、環境衛生、経済、建築、農業、商工、造園
（追加する分野）交通、防災、景観、子ども、観光
 - ・関係行政機関の職員（7人以内）
 - ・市町長を代表する者（2人以内）
 - ・県議会の議員（6人以内）
 - ・市町の議会の議長を代表する者（2人以内）
- 総数 25→30人以内

滋賀県都市計画審議会条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県都市計画審議会の審議の充実を図るため、滋賀県都市計画審議会条例（昭和44年滋賀県条例第35号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 滋賀県都市計画審議会の委員の総数を25人以内から30人以内に改めるとともに、学識経験のある者のうちから任命される委員の数を8人以内から13人以内に改めることとします。（第2条関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県都市計画審議会条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略 (組織)</p> <p>第2条 審議会は、委員<u>25人</u>以内をもつて組織する。</p> <p>2 前項の委員は、次の各号の定めるところにより知事が任命する。</p> <p>(1) 学識経験のある者 <u>8人</u>以内</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>3・4 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>	<p>第1条 省略 (組織)</p> <p>第2条 審議会は、委員<u>30人</u>以内をもつて組織する。</p> <p>2 前項の委員は、次の各号の定めるところにより知事が任命する。</p> <p>(1) 学識経験のある者 <u>13人</u>以内</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>3・4 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>